

# 学校安全ネットがおすすめする この一冊！ Vol.2



著者 本多 勝一  
出版社 朝日新聞社  
定価 本体¥600円＋税

## 『リーダーは何をしていたか』

「裁判官も原告・被告双方の代理人も、おおよそ高山というものには一度たりとも登って来たことがないまま、雪山の急斜面をピッケルもアイゼンもなしに横断することの是非を論じ、あるいはナダレの発生についてア然とするほど無知な反対尋問をするのだ。」(p113)  
「春先の凍結した氷雪の上へ乾いた新雪が乗つかればナダレにとって理想的な一つまり表層ナダレがもっとも起きやすい状況になる。遭難当時はまさにこの状況だった。」(P105)

＜雪山登山のリーダーには免許証が必要＞

本多氏は、雪山登山には免許証が必要と断言する。「免許証」の意味はどうかことか。

高裁で、被告側証人として出廷した長野県の高校山岳部顧問の先生の証言批判である。

この証人が、「様々な点で、被告のリーダー（先生）の措置が過っていたとは必ずしも言えない」と証言したことについての反論である。「確かに無免許運転や無資格医者でも、それによって100パーセント事故につながるとは言えない、酔っぱらい運転をしても、むしろ無事の例の方が、事故例よりもはるかに多い。」だからこそ「本質はバスの運転手（顧問）は否かではなく、その運転手が無免許か否かのあるのだ。」と。

その「免許証」の中身までは、書ききれないが、広く雪崩遭難事故の究明のためのバイブルと言える。

上記欄外の記述や次の通達紹介がその例である。

「長野県教委は雪山シーズンの始まる11月はじめになると毎年、高校生の雪山登山を禁じ、基礎訓練にとどめるように関係者に通知を出している。」「高校生は体力・技術・経験等の面からみて、冬山登山における安全を確保することが困難と考えられるので、「安全な場所での基礎訓練の範囲にとどめさせる。」

最後の第6部には竹島恭子さんはじめ3名の遺族の手記も掲載されている。（弁護士 原田 敬三）

＜那須雪崩遭難事故の資料探しの中で＞

那須雪崩遭難事故を受任し再発防止策の資料を探る中で、竹島恭子さんから、竹島さんの息子の徹さんの遭難事故をはじめ、5件の遭難事故の取材し、第1部から第5部にまとめ集大成した本があることを知らされた。朝日新聞の本多勝一さんが取材した『リーダーは何をしていたか』（1997年7月1日 朝日新聞社発行）である。

しかも単なる取材にとどまらない。本多氏が「山男」として、実際に、遭難現場に現場検証の登山もしたので、同氏の登山記録でもある。

本多氏自身が高裁の証言台に立ち（証言も引用記載）、「不可抗力」を理由に一審で生徒側が敗訴した「航空高専中央アルプス遭難事故」（\*1977年3月30日生徒6名とOB一人が死亡事故。1984年6月26日一審判決＝判例時報1131・93 1986年12月17日高裁判決＝判例時報1222・37。）が中心に述べられている。本多氏の尽力で二審で逆転勝訴しただけに当然とも言えよう。

この事件の一審の裁判については、弁護士にも裁判官にも本多氏の批判の眼は厳しい。

### ☆NOP法人学校安全ネット入会の御案内☆

私たちの活動は、皆さんの会費で運営しています。  
学校安全に関する相談をはじめ、当会の事業に対する  
ご理解・ご賛同をいただきますよう、お願い申し上げます。

年会費 ★会員 3,000円 ☆賛助会員 5,000円

郵便為替でのお手続きは、以下までお願い致します。

振込先 00130-9-346463

加入者名 ヒエイリ)学校安全全国ネットワーク

★『安全ネット通信』刊行元・お問合せ先

学校安全全国ネットワーク

TEL 03-3511-5070

FAX 03-3511-5784

E-mail [uta@yoko-no-heya.jp](mailto:uta@yoko-no-heya.jp)

HP <http://gakouanzen-network.com>

NEW!

スマホ  
からも  
見られ  
ます

事務局所在地

〒102-0071

東京都千代田区富士見  
2-7-2

ステージビル1706号

南北法律事務所 内